## ○水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則

昭和50年6月25日

規則第42号

改正 平成12年3月29日規則第32号 平成28年3月31日規則第34号

注 平成12年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例(昭和50年水戸市条例第9号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。 (保存樹等の指定基準)
- 第2条 条例第5条第1項第1号に規定する保存樹の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、樹容が美観風致上特に優れていることとする。
  - (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。
  - (2) 高さが10メートル以上であること。
  - (3) 株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。
  - (4) はん登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること。
- 2 条例第5条第1項第2号に規定する保存樹林地の指定基準は、次の各号の一に該当し、健全で、かつ、良好な自然環境を形成していることとする。
  - (1) その樹木地(竹林を含む。)の面積が500平方メートル以上であること。
  - (2) 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが15メートル以上であること。
- 3 条例第5条第1項第3号に規定する保護地区の指定基準は、次の各号に該当し、かつ、優れた自然環境を形成していることとする。
  - (1) その他区の面積が500平方メートル以上であること。
  - (2) 貴重な動物の生息地又は貴重な植物の生育地であること。

(保存樹等の指定通知等)

- 第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により保存樹等の指定をしたときは、保存樹等指定通知書 (様式第1号)により、当該所有者等に通知するものとする。
- 2 条例第5条第2項(条例第11条第4項において準用する場合を含む。)に規定する同意は、保存 樹等指定(解除・変更)同意書(様式第2号)によるものとする。

(保存樹等の指定申請等)

- 第4条 条例第5条第3項に規定する申請は、保存樹等指定申請書(様式第3号)によるものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、その適否を決定し、速やかに 保存樹等指定決定通知書(様式第4号)により、当該申請人に通知するものとする。

(指定等の告示)

- 第5条 条例第6条(条例第11条第4項において準用する場合を含む。)に規定する告示は、次の各 号に掲げる事項について行うものとする。
  - (1) 指定区分
  - (2) 所在地
  - (3) 本数又は面積
  - (4) 保存樹等の態様
  - (5) 指定番号及び指定年月日
  - (6) 指定期間
- 2 保存樹等の指定区域図は、都市計画部公園緑地課において縦覧に供する。

(標識)

第6条 条例第7条第1項に規定する標識は、保存樹等指定標識(様式第5号)によるものとする。 (助成)

- 第7条 条例第9条に規定する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 支柱, さく等の設置に要する費用
  - (2) 補植,薬剤散布,施肥その他の管理に要する費用

(滅失等の届出)

- 第8条 条例第10条第1項に規定する届出は、保存樹等滅失(枯死)届(様式第6号)によるものとする。
- 2 条例第10条第2項に規定する届出は、保存樹等行為届(様式第7号)により、当該行為の開始の 日の30日前までに行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、非常災害又は特に緊急を要するため必要な応急措置として保存樹等に 係る行為を行った者は、保存樹等応急措置行為届(様式第8号)により、遅滞なく市長に届け出な ければならない。

## 第9条 削除

(平12規則32)

(届出を要しない行為)

- 第10条 条例第10条第2項ただし書に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 樹木保育のため、整枝し、下刈りし、つる切りし、又は間伐する等通常管理のため行われる行為をすること。
  - (2) 枯死した木竹等を伐採し、又は落葉若しくは落枝等を採取すること。
  - (3) 動植物の保護又は増殖のため、標識を掲出し、巣箱、給じ台・給水台等を設置すること。
  - (4) 溝、とい、水槽等を小規模に新設し、改設し、又は増設すること。
  - (5) 土地の区画形質を変更するおそれのない範囲内で、土石類を採取し、又は水面を埋め立て、若

しくは干拓すること。

(平12規則32・一部改正)

(指定の解除等)

- 第11条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定により保存樹等の指定を解除し、又はその区域の変更をしたときは、保存樹等指定解除(変更)通知書(様式第9号)により、当該所有者等に通知するものとする。
- 2 条例第11条第3項に規定する申請は、保存樹等指定解除(変更)申請書(様式第10号)によるものとする。
- 3 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、その適否を決定し、速やかに 保存樹等指定解除(変更)決定通知書(様式第11号)により、当該申請人に通知するものとする。 (台帳の備付け)
- 第12条 市長は、保存樹等に関する台帳を備えるものとする。
- 2 前項に規定する台帳は、保存樹等調書(様式第12号)、写真、位置図及び公図をもって組成するものとする。
- 3 前項に規定する位置図は、縮尺1,500分の1以上の平面図とし、次の各号に掲げる事項を表示し、 記載するものとする。
  - (1) 付近の地形及び方位
  - (2) 縮尺
  - (3) 保存樹等の位置及び指定番号

(立入調査の身分証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する身分を示す証明書は,立入調査証(様式第13号)とする。 (補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(昭和52年7月22日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年7月1日から適用する。

付 則(昭和57年7月28日規則第24号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成2年1月31日規則第1号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成3年11月28日規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の目前に調製した用紙は、施行期日以後においても、当分の間、所要の補正を行い使用することができる。

付 則(平成12年3月29日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正 を行い、使用することができる。

付 則(平成28年3月31日規則第34号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。) 前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例に よる。
- 4 施行日前に作成した各様式の用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

# 様式第1号(第3条関係)

	保存樹等指定通知書			
		年	月	日
	様			
	水戸市長			印
	(占有)する樹木(樹林地・土地)について、水戸 条例第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指			
1 指定区分	>			
2 所 在 均	<u>L</u>			
3 面積・本数	女			
4 指定番号・年 月日				
5 指定期間				
6 保存樹等の覧 様				
7 備 **				

# 様式第2号(第3条関係)

		保存樹等指定(解除・変更)同意書				
				年	月	日
	水戸市長	様				
		住 所	斤			
		氏 名	Z			
		(電	話	局		番)
	私の所有(占有	)する樹木(樹林地・土地)について,水戸市	<b></b> 禄化	の推進	重及び	緑の保
		第5条第2項(第11条第4項)の規定に基づき,と	次のと	とおり	指定(	解除•
婆	ご更)することに	同意します。				
1	指定区分					
1	相 化 区 万					
2	指定番号・ 年月日					
3	指定期間					
4	所 在 地					
5	指定(解除・ 変更)の面					
	積・本数					
6	保存樹等の 態様					
7	解除(変更) の場所・年					
	月日					
8	解除(変更)の理由・内					
	容					
9	備考					

注 同意者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 様式第3号(第4条関係)

			保存樹	等指	定申請	書				
								年	月	目
	水戸市長	様								
					申請人	住	所			
					1 4670	氏				T.)
	利の武士(上	左) ナフ掛ナ	( <del>                                     </del>		70117		電話	后 との#は		番)
全	私の所有(占) とに関する条例									
î	うします。									
1	指定区分									
2	所 在 地									
3	面積・本数									
4	保存樹等の 態様									
5	備考									

注 申請人が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

#### 様式第4号(第4条関係)

保存樹等指定決定通知書

年 月 日

様

水戸市長印

年 月 日付で申請のあった,あなたが所有(占有)する樹木(樹林地・土地)について,水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき,次のとおり決定をしたので通知します。

l .		
1	決定区分	
2	指定区分	
3	所 在 地	
4	面積・本数	
5	指定番号・年 月日	
6	指定期間	
7	保存樹等の態 様	
8	備考	

#### 教示

## 審査請求

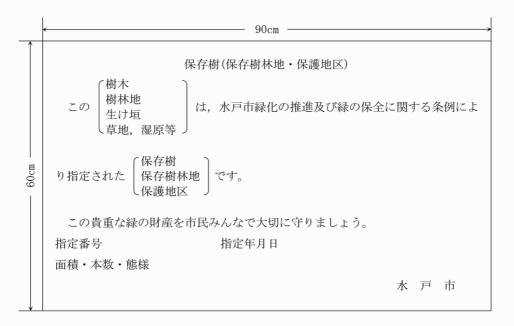
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

#### 取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

### 様式第5号(第6条関係)

保存樹等指定標識





# 様式第6号(第8条関係)

		保存樹等滅失(枯死)届				
				年	月	日
	水戸市長	様				
		住	所			
		所有者等 氏	名			
		(	(電話			)
	次のとおり促え	- 樹等が滅失(枯死)したので,水戸市	ほほ化の堆と	生 乃 てド糸	まの保る	> 1.7 EE
   す		1項の規定に基づき届け出ます。	1 小水 1 口 0 2 1 圧 人	正及しず	水 V J  木 コ	E(CE)
1	指定区分					
2	指 定 番 号 · 年月日					
3	指定期間					
4	所 在 地					
5	滅失(枯死)の 場所・年月日					
6	滅失(枯死)の 面積・本数					
7	滅失(枯死)の 原因					
8	備考					

注 所有者等が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

# 様式第7号(第8条関係)

		保	存	樹	等 彳	亍 為	届				
									年	月	日
	水戸市長	様									
					所	有者等		所			
					,,,		氏	名 電話			)
	保存樹等にお	おいて、次の行	為をし	したい	いので,	水戸	市緑化	この推進	を ひが でんこう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅう こうしゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	緑の保金	全に関
す	「る条例第10条	第2項の規定に	基づ	き届け	ナ出まっ	す。					
1	指定区分				9		の種内容				
2	指定番号· 年 月 日				10	行為	地及				
_						びそ	の状況				
3	指定期間							住所			
4	所 在 地				11	施	行 者				)
5	行為の場所				12	新所	有者	住所			
c	行為の期間	着工予 定年月 日			12	等	н	氏名 (電話	舌		)
6	1] 為切期间	完了予 定年月 日			13		付 図書類				
7	行為の面 積・本数				14	備	考				
8	行為の目的・理由					гпу					

注 裏面に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

- 1 届書には、位置図、平面図、行為地及びその付近の状況を明らかにした写真並びに 次の各号に掲げる行為の区分に応じて、当該各号に掲げる図面を添付すること。
  - (1) 広告物その他これに類するものを提出し、又は設置する場合 付近の見取図及び立面図
  - (2) 土石類の採取,水面の埋立て又は干拓,宅地の造成,土地の開墾その他土地の 区画形質を変更する場合 断面図
- 2 所有者等又は施行者が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表 者の氏名を記載すること。
- 3 指定区分欄には、保存樹、保存樹林地及び保護地区の別を記載すること。
- 4 行為の目的・理由欄には、当該行為をする目的及びその理由を具体的に記載すること。
- 5 行為の種類・内容欄には、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第2項 に掲げる事項を参照のうえ記載すること。
- 6 行為地及びその付近の状況欄には、植生の分布状況等を記載すること。

# 様式第8号(第8条関係)

		保存樹等応急措置行為届				
	水戸市長	様		年	月	日
	水戸川東	住  亦	所			
		氏(電				)
		いて、非常災害等のため応急措置として次の なび緑の保全に関する条例施行規則第8条第3				
1	指定区分					
2	指定番号· 年月日					
3	指定期間					
4	所 在 地					
5	行為の場所・ 年月日					
6	行為の面積・ 本数					
7	行為の原因					
8	行為の種類・ 内容					
9	行為地及び その付近の 状況					
10	備考					

注 裏面に掲げる事項を参照のうえ記載すること。

- 1 届書には、行為の場所を明らかにした位置図、平面図及びその付近を明らかにした写真を添付すること。
- 2 所有者等が法人のときは、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 指定区分欄には、保存樹、保存樹林地及び保護地区の別を記載すること。
- 4 行為の原因欄には、非常災害の態様等を詳しく記載すること。
- 5 行為の種類・内容欄には、保存樹等の伐採・剪定等の具体的な内容を、それ以外の 行為については水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第10条第2項に掲げる事 項を参照のうえ記載すること。
- 6 行為地及びその付近の状況欄には、植生の分布状況等を記載すること。

### 保存樹等指定解除(変更)通知書

年 月 日

様

水戸市長印

あなたが所有(占有)する保存樹等について、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第11条第1項・第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除(変更)したので通知します。

1	指 定	区 分	
2	所 在	地	
3	解除(変 場所・4		
4		除 (変 前	
	積・解 更)	除(変	
		除 (変 後	
5	解除(変 理由・		
6	指定番年 月		
7	指 定	期間	
8	保 存 の 態		
9	備	考	

## 教示

## 審査請求

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市長に対して審査請求ができます。

### 取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 様式第10号(第11条関係)

					保存	尌等指	宣解隊	余(変更	)申請	青書				
												年	月	日
	水戸	市長		様										
										住	所			
								所有者	等	氏	名			
										(電				)
	私の	)所有(占	<b>百有)</b>	する保	存樹等	につい	ハて,	水戸市	緑化	の推	進及	び緑のイ	保全に	関する
		511条第	3項の	)規定(	こ基づ	き,必	次のと	おり指	定を	解除	(変更	()する。	よう申	請しま
9	<b>r</b> 。													
1	指	定区	分											
2		定番号月日	•											
3	指	定期	間											
4	所	在	地											
5		余(変 更) 斤・年月												
6	面	解除更)前												
	積・本	解除更)	(変											
	数	解除更)後												
7		余(変更) 由 ・ 内												
8	保態	存 樹 等	が様											
9	備		考											

様式第11号(第11条関係) 保存樹等指定解除(変更)決定通知書 年 月 様 水戸市長 印 年 月 日付で申請のあったあなたが所有(占有)する保存樹等について、水戸市 緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則第11条第3項の規定に基づき、次のとおり決 定をしたので通知します。 1 決 定 区 分 2 指 定 区 分 3 所 在 地 4 解除(変更)の 場所·年月日 解除(変 5 面 更)前 積 解除(変 更) 本 数 | 解除(変 更)後 6 解除(変更)の 理由・内容 7 指定番号· 年 月 日 8 指 定 期 間 9 保存樹等の 態 様

#### 教示

10 備

#### 審査請求

考

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内に, 水戸市長に対して審査請求ができます。

#### 取消訴訟

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、水戸市(訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。)を被告とし て、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し て3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号(第12条関係)

保 存 樹 等 調 書

# 1 保存樹調書

===	#	<b>=</b>	住	所										
所	17	者	氏	名										
							樹							
指定 番号	所	在地	樹 木 区	の 樹種	幹の周囲	樹高	枝葉の 面 積	本数	指 年月日	指定 期間	解除 年	(変更) 月 日	その	他

# 2 保存樹林地調書

所	: -	<i>t</i>	者	. /	住	所	;													
וללו		Ħ	白		氏	名														
									保	存 樹	林	地	の内	容						
指番	定	亦	左:	Нh	எ	括	主要	な植	木	生	け	垣			指定	解除	ミ(変更	()	そのイ	(d)
番	号	ולזו	1工	呾	囲	惧	樹種	本	数	樹種	長	さ	年月	日	期間	年	月	日	~ V) 1	╙

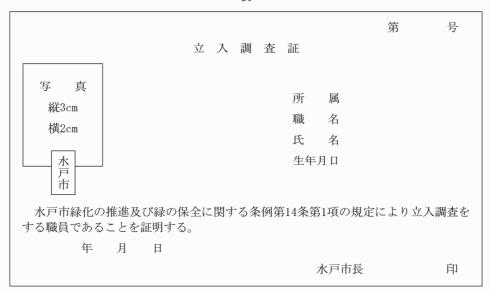
# 3 保護地区調書

	所	有	4	住住	:	所													
	וכת	汨	1	氏	;	名													
							保	護	井	<u>h</u>	区		0)	内	容				
-	指定	番-	号	所在	地	面	積	態	様	指	定年	月	日	指定期間	解除	(変更)	年	月日	その他

### 様式第13号(第13条関係)

(縦6cm 横9cm)

表



裏

#### 水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例抜粋

#### (立入調査)

- 第14条 市長は、保存樹等の指定又は保存のため必要があると認めるときは、職員 を必要な場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有 者等又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 何人も正当な理由がない限り、立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第8条関係)

(平12規則32・一部改正)

様式第8号(第8条関係)

(平12規則32・一部改正)

様式第9号(第11条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第11条関係)

(平28規則34・一部改正)

様式第12号(第12条関係)

様式第13号(第13条関係)